

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: right;">医政発０８０９第４号 平成２３年８月９日 (一部改正 平成２７年４月１日 平成２８年３月３０日 <u>平成２９年４月１４日</u>)</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省医政局長</p> <p style="text-align: center;">外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 趣旨</p> <p>厚生労働大臣は、外国の病院について、日本の<u>基幹型臨床研修病院又は</u>協力型臨床研修病院と同等の研修環境を備えていると認められる場合に、当該外国の病院を<u>基幹型臨床研修病院又は</u>協力型臨床研修病院とみなす。</p> <p>また、外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院（以下「受入病院」という。）は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成し、臨床研修を実施するとともに、日本の臨床研修の修了基準により当該者の修了認定を行う。</p>	<p style="text-align: right;">医政発０８０９第４号 平成２３年８月９日 (一部改正 平成２７年４月１日 平成２８年３月３０日)</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省医政局長</p> <p style="text-align: center;">外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 趣旨</p> <p>厚生労働大臣は、外国の病院について、日本の協力型臨床研修病院と同等<u>以上</u>の研修環境を備えていると認められる場合に、当該外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす。</p> <p>また、外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院（以下「受入病院」という。）は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成し、臨床研修を実施するとともに、日本の臨床研修の修了基準により当該者の修了認定を行う。</p>

2 審査の内容

1) 外国の病院の審査

日本の基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院と同等の研修環境を備えていると認められること。

2) 研修プログラム

外国の病院における臨床研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること。

ただし、①、②いずれの場合においても、必修科目となっている「地域医療」については、我が国における地域の特性に即した医療について理解し、実践することが重要であることから、日本国内で1月以上の研修を行うこととする。

① 外国の病院を基幹型臨床研修病院とみなす場合（基幹型臨床研修病院とみなす外国の病院に加え、協力型臨床研修病院とみなす外国の病院においても研修を行った場合を含む）、研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っていた場合は、当該臨床研修の期間を含む。②において同じ。）が合わせて1月以上であること。ただし、基幹型臨床研修病院とみなす外国の病院と日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院での研修期間の合計が8月以上であること。なお、当該研修期間の合計は1年以上であることが望ましいこと。

② 外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす場合、研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間が合わせて8月以上であること。なお、当該研修期間の合計は1年以上であることが望ましいこと。

3 (略)

2 審査の内容

1) 外国の病院の審査

日本の協力型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められること。

2) 研修プログラム

外国の病院における臨床研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること。

研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っていた場合は、当該臨床研修の期間を含む。）が合わせて8か月以上であること。なお、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っていた場合は、当該臨床研修の期間を含む。）は全体の研修期間の半分以上に相当する1年以上であることが望ましいこと。

3 (略)

4 必要書類

1) (略)

2) 研修プログラムに関する書類

- ① 原則として外国で取得した医師免許証又は登録証書の写し（臨床研修を行うのに医師免許証を必要としない場合には、それが分かるもの。）
- ② 外国の病院における臨床研修のプログラムの概要を明らかにした書類
- ③ 外国の病院における臨床研修の履修又は修了の証明書（臨床研修を受けた診療科及び期間が示されているものであること。また、原則として臨床研修を受けた機関の長が証明したものであること。）
- ④ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）4～5
- ⑤ 外国の病院及び受入病院における臨床研修のプログラム（外国における臨床研修の内容及び、その研修内容を踏まえた、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラム）について記載すること。（様式2）
- ⑥ 平成16年4月1日以降に日本で臨床研修を受けたことがある場合は、臨床研修中断証の写し
- ⑦ 確認した臨床研修の内容及び受入病院意見書
- ⑧ 受入時点における受入病院による研修医の評価（様式3）

3) 本人に関する書類

- ① 日本で取得した医師免許証の写し
- ② 当該者の履歴書

4 必要書類

1) (略)

2) 研修プログラムに関する書類

- ① 原則として外国で取得した医師免許証又は登録証書の写し（臨床研修を行うのに医師免許証を必要としない場合には、それが分かるもの。）
- ② 外国の病院における臨床研修のプログラムの概要を明らかにした書類
- ③ 外国の病院における臨床研修の履修又は修了の証明書（臨床研修を受けた診療科及び期間が示されているものであること。また、原則として臨床研修を受けた機関の長が証明したものであること。）
- ④ 日本で取得した医師免許証の写し
- ⑤ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）4～5 （受入病院における臨床研修のプログラム（外国における臨床研修の内容及び、その研修内容を踏まえた、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラム）について記載すること。）
- ⑥ 平成16年4月1日以降に日本で臨床研修を受けたことがある場合は、臨床研修中断証の写し
- ⑦ 確認した臨床研修の内容及び受入病院意見書
- ⑧ 受入時点における受入病院による研修医の評価（様式2）

3) その他の書類

- 当該者の履歴書

* 作成上の注意

- 1 必要書類については、地方厚生局健康福祉部医事課宛に原本 1 部及び写し 1 部を提出すること。
- 2 必要書類のうち外国語で記載されているものは、その日本語訳を添付すること。
- 3 2) ①、⑥及び3) ①については、各原本において確認した上で、写しを提出すること。

5 (略)

様式① (改正)

様式② (新規)

様式③ (改正)

別紙 1 (新規)

別紙 2 (改正)

別紙 3 (改正)

別紙 4 (新規)

別紙 5 (新規)

別紙 6 (新規)

* 作成上の注意

- 1 必要書類については、地方厚生局健康福祉部医事課宛に原本 1 部及び写し 1 部を提出すること。
- 2 必要書類のうち外国語で記載されているものは、その日本語訳を添付すること。
- 3 2) ①、④及び⑥については、各原本において確認した上で、写しを提出すること。

5 (略)

様式①

新設

様式②

新設

別紙 2

別紙 1

新設

新設

新設